



茨城労働局

Press release

平成25年6月21日

茨城労働局労働基準部労災補償課

(担当)課長 園部 敏明

管理調整官 加藤 和夫

(電話)029-224-6217

報道関係者 各位

## 平成24年度茨城県内における「脳・心臓疾患及び精神障害の 労災補償状況」まとめ

～脳・心臓疾患及び精神障害の請求件数は過去平均並み～

### 1 「過労死」など、脳・心臓疾患に関する事案の労災補償状況(別添、表1、2-1～4のとおり)

- ① 請求件数は18件で、前年度に比べ4件減少した。過去5年間の平均件数は16件となっている。
- ② 支給決定件数は11件で、何れも80時間以上の長時間労働が認められた。
- ③ 業種別の請求件数では、「製造業」で4件、「建設業」、「運輸業」、「その他の事業」で各3件と他業種に比べて多い。
- ④ 職種別の請求件数では、「専門的・技術的職業従事者」が5件、「生産工程・労務作業従事者」が3件、以下、「輸送・機械運転等従事者」、「建設・採掘従事者」、「その他の職種」で各2件、「管理的職業従事者」、「事務従事者」、「販売従事者」、「サービス職業従事者」が各1件と続いている。
- ⑤ 年齢別の請求件数では、40～49歳、60歳以上が各5件で最も多く、次いで50～59歳が4件、30～39歳が3件と続いている。

### 2 精神障害等事案の労災補償状況(別添、表1、3-1～4のとおり)

- ① 請求件数は21件で、前年度に比べ2件減少した。過去5年間平均件数は20件となっている。
- ② 支給決定件数は11件で、精神障害発症の出来事は「配置転換」「上司等とのトラブル」「悲惨な事故体験」「重度の負傷」「その他強度の負荷」が各2件、「セクハラ」が1件の心理的負荷が「強」と認められた。
- ③ 業種別の請求件数では、「製造業」で4件、「卸売・小売業」、「医療・福祉」で3件、「運輸業」で2件と他業種に比べて多い。
- ④ 職種別の請求件数では、「専門的・技術的職業従事者」が9件と多く、次いで「販売従事者」が3件、「管理的職業従事者」、「サービス職業従事者」、「生産工程・労務作業従事者」が各2件、「事務従事者」、「運輸・通信従事者」、「その他の職種」が各1件と続いている。
- ⑤ 年齢別の請求件数では、30～39歳からの請求が9件で、全体の約42%を占めており、50～59歳が4件、40～49歳が3件と続いている。

(※) 「支給決定件数」は、平成24年度中に「業務上」として認定した件数で、平成24年度以前に請求があったものを含む。

表1

## 脳血管疾患・虚血性心疾患等及び精神障害等の労災補償状況(茨城県内)

(件)

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
脳・心臓疾患	請求件数	21	9	10	22	18
	決定件数	20	10	12	11	20
	うち支給決定件数 注3 (認定率) 注4	11 (55.0%)	3 (30.0%)	6 (50.0%)	4 (36.4%)	11 (55.0%)
うち死亡	請求件数	10	6	4	8	9
	決定件数	10	6	7	5	10
	うち支給決定件数 (認定率)	6 (60.0%)	3 (50.0%)	3 (42.9%)	2 (40.0%)	7 (70.0%)
精神障害等	請求件数	14	16	26	24	21
	決定件数	23	10	23	28	18
	うち支給決定件数 (認定率)	6 (26.1%)	3 (30.0%)	13 (56.5%)	13 (46.4%)	11 (61.1%)
うち自殺	請求件数	2	2	5	2	3
	決定件数	3	2	5	4	1
	うち支給決定件数 (認定率)	1 (33.3%)	0 (0.0%)	3 (60.0%)	2 (50.0%)	0 (0.0%)

- 注 1 本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第8号の「業務に起因することの明らかな疾病」に係る脳血管疾患・虚血性心疾患等(「過労死」等事案)と同別表第1の2第9号精神障害等について集計したものである。
- 2 決定件数は、当年度に請求されたものに限るものではない。
- 3 支給決定件数は、決定件数のうち業務上として認定した件数である。
- 4 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した数である。

表2-1 脳・心臓疾患の業種別請求及び支給決定件数一覧(茨城県内)

(件)

業種	年度	平成23年度		平成24年度	
		請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数
農業・林業・漁業・鉱業		1		1	
製造業		6	1	4	3
建設業		2	1	3	1
運輸業		5	1	3	2
卸売・小売業		5	1	1	2
金融・保険業					
教育、学習支援業				1	1
医療・福祉				1	
情報通信業					
飲食店、宿泊業		1		1	1
その他の事業(上記以外の事業)		2		3	1
合計		22	4	18	11

注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

2 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、不動産業、他に分類されないサービス業などである。

表2-2 脳・心臓疾患の職種別請求及び支給決定件数一覧(茨城県内)

(件)

職 種	年 度	平成23年度		平成24年度	
		請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数
専門的・技術的職業従事者				5	3
管理的職業従事者		7	3	1	1
事務従事者		2		1	3
販売従事者		1		1	
サービス職業従事者		1		2	1
運輸・通信従事者		4	1	2	1
生産工程・労務作業		3		2	1
運搬・清掃・包装等従事者		1			1
建設・採掘従事者		1		3	
その他の職種(上記以外の職種)		2		1	
合 計		22	4	18	11

注 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

2 「その他の職種(上記以外の職種)」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業作業員などである。



表2-3 脳・心臓疾患の年齢別請求及び支給決定件数一覧(茨城県内)

(件)

年 齢 \ 年 度	平成23年度				平成24年度			
	請求件数	うち死亡	支給決定件数	うち死亡	請求件数	うち死亡	支給決定件数	うち死亡
1 9 歳 以 下								
2 0 ~ 2 9 歳	2	1			1		2	
3 0 ~ 3 9 歳	4	3	2	2	3	3	3	3
4 0 ~ 4 9 歳	3				5	3	4	3
5 0 ~ 5 9 歳	6	3			4	1	2	1
6 0 歳 以 上	7	1	2		5			
合 計	22	8	4	2	18	7	11	7

表2-4 脳・心臓疾患で「長時間の過重業務」により支給決定された事案(茨城県内)  
 (1か月平均の時間外労働時間数別)

(件)

	決定	うち死亡
4 5 時 間 未 満		
4 5 時 間 以 上 ~ 6 0 時 間 未 満		
6 0 時 間 以 上 ~ 8 0 時 間 未 満		
8 0 時 間 以 上 ~ 1 0 0 時 間 未 満	4	1
1 0 0 時 間 以 上 ~ 1 2 0 時 間 未 満	4	3
1 2 0 時 間 以 上 ~ 1 4 0 時 間 未 満	2	2
1 4 0 時 間 以 上 ~ 1 6 0 時 間 未 満		
1 6 0 時 間 以 上	1	1
合 計	11	7
その他	0	0

表3-1 精神障害等の業種別請求及び支給決定件数一覧(茨城県内)

(件)

業種	年度	平成23年度		平成24年度	
		請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数
農業・林業・漁業・鉱業				1	1
製造業		4	4	5	
建設業		1	1		
運輸業		4	1	2	2
卸売・小売業		4	2	3	3
金融・保険業				1	
教育、学習支援業		1		1	1
医療・福祉		3	1	3	1
情報通信業					
飲食店、宿泊業				1	1
その他の事業(上記以外の事業)		7	4	4	2
合計		24	13	21	11

注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

2 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、不動産業、他に分類されないサービス業などである。

表3-2 精神障害等の職種別請求及び支給決定件数一覧(茨城県内)

(件)

職 種	年 度	平成23年度		平成24年度	
		請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数
専門的・技術的職業従事者		7	4	9	3
管理的職業従事者		4	3	2	1
事務従事者		1	1	1	
販売従事者		2	1	3	2
サービス職業従事者		3		2	2
運輸・通信従事者		3		1	2
生産工程・労務作業		1	1	2	
運搬・清掃・包装等従事者		2	2		
建設・採掘従事者		1	1		
その他の職種(上記以外の職種)				1	1
合 計		24	13	21	11

注 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

2 「その他の職種(上記以外の職種)」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業作業者などである。



表3-3 精神障害等の年齢別請求及び支給決定件数一覧(茨城県内)

(件)

年 齢 \ 年 度	平成23年度				平成24年度			
	請求件数	うち自殺	支給決定件数	うち自殺	請求件数	うち自殺	支給決定件数	うち自殺
19歳以下					1			
20～29歳	3	1	1		2		1	
30～39歳	6		4	1	9		1	
40～49歳	5		4		3		4	
50～59歳	9	1	3	1	4	3	3	
60歳以上	1		1		2		2	
合 計	24	2	13	2	21	3	11	0

表3-4 精神障害等で支給決定された事案（茨城県内）  
（1か月平均の時間外労働時間数別）

（件）

	決定	うち自殺
20時間未満	1	
20時間以上～40時間未満		
40時間以上～60時間未満		
60時間以上～80時間未満	1	
80時間以上～100時間未満	1	
100時間以上～120時間未満		
120時間以上～140時間未満		
140時間以上～160時間未満		
160時間以上		
合計	3	0
その他	8	0

注 その他は、PTSD又は出来事による心理的負荷の程度が特に過重な場合など、労働時間の長さをみるまでもなく支給決定された事案等の件数である。